

## ひとり親家庭等の方へ — 各種制度のご案内 —

ひとり親家庭等の生活の安全と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度があります。下記をご覧ください、申請手続きが済んでいない方は保健福祉課福祉係にお問い合わせください。

### ●児童扶養手当

＜対象となる方＞ 次の要件に該当する児童を養育している方

- ・父母が婚姻を解消（離婚） ・父または母が死亡 ・父または母が重度の障がい
- ・父または母が生死不明 ・父または母が1年以上遺棄 ・父または母がDVによる保護命令を受けた
- ・父または母が法令により1年以上拘禁 ・母が婚姻によらないで出産

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・児童福祉施設等または、里親に委託されているとき
- ・受給資格者の配偶者（事実婚を含む）に児童が養育されているとき

＜受給期間＞ 児童が18歳に達した年度末（中程度以上の障がいのある児童が20歳に達した月末）まで

＜手当月額＞ 毎年8月、12月、4月にそれぞれ前月分までの分を受給できます。

	区分	月額
第1子	全部支給	42,290円
	一部支給	9,980～42,280円
第2子 加算額	全部支給	9,990円
	一部支給	5,000～9,980円
第3子 加算額	全部支給	5,990円
	一部支給	3,000～5,980円



※扶養親族の人数と受給者の所得に応じて区分されます。

※公的年金等を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を受給できます。

### ●ひとり親家庭等医療給付（北海道医療給付事業）

＜対象となる方＞ 児童扶養手当の要件に該当する児童、および養育している方

※所得制限はありません。

＜受給期間＞ 児童が18歳に達した年度末（18歳以上20歳未満で未就労の場合は20歳に達した月末）まで

＜助成対象医療＞

- 児童：入院、通院、歯科、調剤、訪問看護、柔整にかかる保険適用分の医療費
- 父または母：入院、訪問看護にかかる保険適用分の医療費 ※通院にかかる医療費の助成はありません。

＜自己負担額＞

- 児童 ・中学校卒業まで：自己負担なし（全額助成）  
・中学校卒業後～18歳年度末（または20歳月末）まで：初診時一部負担金のみ自己負担
- 父または母：初診時一部負担金のみ自己負担

### ●子育て特別支援給付金（和寒町単独事業H29新設）

＜対象となる方＞ 市町村民税非課税で児童扶養手当の要件に該当する児童を養育している方、または、特別な事情により保護者と生活できない児童を養育している里親の方

＜受給期間＞ 児童が18歳に達した年度末（中程度以上の障がいのある児童が20歳に達した月末）まで

＜手当月額＞ 児童一人につき5,000円

※毎年8月、12月、4月にそれぞれ前月分までの分を受給できます